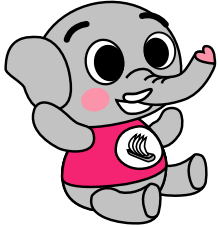


かすみがうら市消費生活センター

くらしのほっと通信



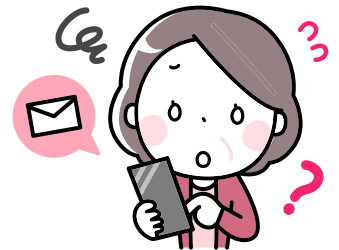
ほっとクン

かすみがうら市消費生活センターでは市民の方を対象に、商品やサービスの契約・解約のトラブル、商品の危険・安全性、多重債務など、消費生活に関する相談や市民の皆様からの情報提供を受け付けています。

宅配便業者を装ったメールのURLにアクセスしないで！

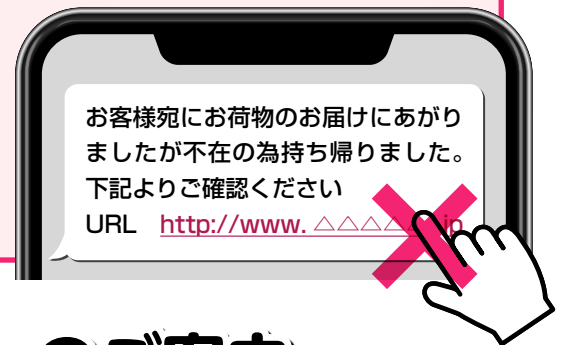
事例

スマホの通信費が前月より2万円ほど高かったので、携帯電話会社に確認したところ、自分のスマホから海外にSMS(ショートメッセージサービス)を送信していたと判明した。数か月前に「荷物を預かっている」というSMSが届き、URLをタップした。そのときに不審なアプリをダウンロードしてしまったのかもしれない。



真偽を確認しよう！

- 宅配便業者の不在通知を装って送られてくるSMS(ショートメッセージサービス)に、偽サイトに誘導するためのURLが記載されており、アクセスしたことにより、自分のスマホが不正利用されるという被害が起きています。
- SMSで不在通知が届いても、記載されているURLにアクセスしてはいけません。電話窓口や公式ホームページ等で、宅配便業者の正式なサービスか調べ、真偽を確認しましょう。
- URLにアクセスしてしまった場合は、不審なアプリがインストールされていないか確認しましょう。また、IDやパスワード、暗証番号等の個人情報を入力してはいけません。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。



かすみがうら市消費生活センターのご案内

本所	かすみがうら市役所 霞ヶ浦庁舎内 (大和田 562) 開設日：月・火・木・金
出張相談所	かすみがうら市勤労青少年ホーム内 (稲吉 2-6-25) 開設日：水
相談時間	午前9時から正午 午後1時から午後4時まで
電話	029-897-1111・0299-59-2111 (どちらでも可) ※来所される方は、事前に電話にてご連絡くださいますようお願いいたします。

閉設日の情報は電話やホームページでもご確認できます。

かすみがうら市消費生活センター

消費者ホットライン

「188」でも相談先の案内を行っています。(年末年始を除く)

市消費生活センターの閉設日は、下記のとおり電話での相談に対応しています。
【土日祝】国民生活センター188

定期購入に関する相談が増えています！

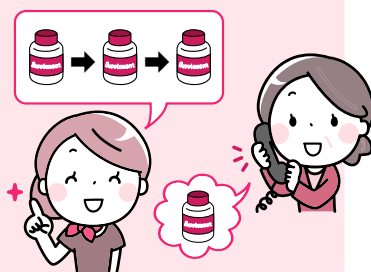
事例

テレビショッピングで健康食品を購入し商品が届いた。その後、何も頼んでいないのに1か月後に同じ商品が届いた。よく確認すると「定期お届けコース」になっていた。これ以上は要らないので返品し、定期購入を解約したい。



ひとこと助言

- テレビショッピングは情報の表示時間が限られているため、ついつい商品の印象やお得感ばかりに気を取られてしまいますが、契約内容や解約条件を見逃さないようにしましょう。なお、定期購入である場合は、その旨や定期購入の期間など重要な事項が表示されているので注意しましょう。
- 電話で注文する際にオペレーターが定期購入等の契約条件を説明する場合があります。しっかりと話を聞いて、注文内容を確認しましょう。説明がわからない場合や契約内容について、説明がない場合は自分から確認し、納得してから注文しましょう。
- テレビショッピングなどの通信販売ではクーリング・オフの制度はありません。ただし、契約条件によっては返品できる可能性がありますので、困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。



消費生活相談室より

全国の消費生活センター等には、60歳以上の高齢者から出会い系サイトやアダルトサイト、インターネット接続回線などの情報通信分野に関連する相談や、健康食品などの定期購入についての相談が多く寄せられています。

なお、80歳代以上ではこうした相談に加え、屋根修理などを含むリフォーム工事や新聞、布団の訪問販売、健康食品の電話勧誘販売の相談が多くなっています。

怪しいと思うことやわからないことなどがありましたら、消費生活センターへご相談ください。

9月は高齢者向け悪質商法・ニセ電話詐欺被害防止共同キャンペーン月間です！

高齢者の被害を防止するためには、本人の注意はもちろんのことですが、ご家族の方の見守りも大変重要です。定期的にお金を支払っていないか、お金に困っている様子はないか、記憶力や判断力に不安を感じることはないかなど、小さな変化に気づいてあげられるかも大切です。

